

中瀬 有紀



夜の五番街とブロードウェイ September 30, 2011

「5年もあれば十分に学んで日本に帰国できるだろう」と、アメリカ留学を甘く見ていた2007年の春に取得した5年間の米国学生F-1ビザが、とうとう来年の春に有効期限を迎えます。F-1ビザが無効になっても、学校から発行されるI-20（私が確かにフルタイムの学生であることを証明する書類）が有効なので、このまま卒業までアメリカ国内に滞在することが可能ですが、ビザの有効期限以降にアメリカ国外へ出た場合、再びアメリカに入国することができません。しかもビザ更新は米国大使館に申請するものなので、米国大使館が存在しないアメリカ国内ではビザを更新することができず、日本に帰国して行うのが最も確実とされています。

ビザをはじめ、外国人としてのアメリカでの生活は、色々面倒な上に出費がかさみます。そのひとつが、度重なるOPT（オプション・プラクティカル・トレーニング）の申請費用380ドルです。OPTとは大学や大学院を卒業するF-1ビザ保持者が、アメリカで1年間合法にフルタイム働くことのできる制度であり、USCIS（米国市民権・移民業務局）に申請し、認められた場合はEADカード（期間限定の勤労許可書）が

## 外国人としての私

発行されます。F-1ビザでアメリカに滞在中は、授業を履修している学校内での勤労のみ合法です。したがって授業としての有償現場実習やボランティアとしての無償労働を除けば、OPTはF-1ビザ保持者が学校外で働き賃金を得ることのできる唯一の機会です。在学中でも取得することが可能ですが、1年間という上限から差し引かれるので、卒業後に取得できるOPT期間が減り、そして取得する期間と賃金に関係なく申請の度に380ドルを支払います。

またOPT申請には大量の資料を正確に作成する必要があり、さらに仕事初めの90日前に行わなければなりません。劇場関係の仕事は「来月の公演の照明デザイナーを探している」や「明日仕込みを手伝って欲しい」など、90日前から決定している仕事ばかりではないのは、日本もアメリカも同じです。私はOPT制度に大変感謝している一方、この「90日」には悩まされます。とは言うものの、移民法の定義で外国人の私は“Alien”（エイリアン：在留〔居留〕外国人）なので仕方ないです。来春のビザ更新を済ませた後、悪条件下をさらにエイリアンとして生き抜く覚悟です。